

どう進める？ 男性育休

～自社でできる具体的なアクション～

次世代育成支援対策推進法の改正により、令和7年4月から、従業員100名以上の企業に男性の育児休業取得率の目標設定と公表が義務付けられます。取得の促進には、企業の意識改革と体制整備が欠かせません。先進企業の事例などを通して、取得の“壁”を洗い出し、男性育休を自社で浸透させるための具体的な取り組みにつなげます。

オンライン開催
(Zoom)



参加費無料

日時 令和6年7月17日(水) 13:30～16:00

対象 企業等の人事労務担当者、管理職など

定員 100名

内容

先進企業の取り組み 13:30～14:40

事例紹介

先崎グリコ株式会社 グループ広報部
木下 直也 氏



会社独自の取り組みとして、子どもの出生後6か月以内に1か月の有給休暇取得を必須化した「Co育てMonth」を実施。男性育休取得率は令和2年度より連続100%。

事例紹介

株式会社SKホールディングス 経営企画室
矢野 陽祐 氏



グループ4社で7名の男性社員が育休を取得（従業員数は約240名）。矢野氏はプロジェクトマネージャーを務めながら、会社からの働きかけで15日間の育休を取得。復職後は在宅勤務制度も活用し、育児と仕事の両立に励んでいる。

コーディネーター

セントワークス株式会社
ワーク・ライフバランスコンサルタント
一之瀬 幸生 氏



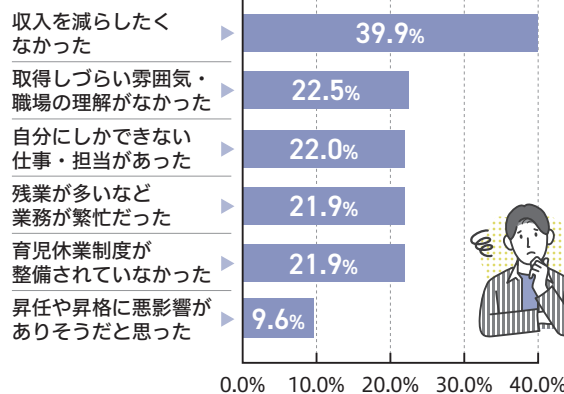
前職の旅行会社時代、長時間労働が恒常化している日本の働き方に疑問を持ち、自身の働き方の見直しを進める。平成25年にセントワークスに入社し、意識改革と働き方見直しで残業削減、売上・利益アップを実現。社内の働き方改革担当を兼任しつつ、誰も犠牲にしない組織作りに向けて、企業や自治体等で研修やコンサルティングを行う。自身も育休を2回取得。

ワークショップ 14:40～16:00

参加者同士で本音トークをしながら、
自社でできる具体的なアクションを考えます。

ファシリテーター：一之瀬 幸生 氏

男性が育休を取得しなかった理由(複数回答)



株式会社日本能率協会総合研究所「厚生労働省委託事業 令和4年度 仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業 仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査報告書」より作成 ※男性(正社員・職員)のデータ

申込

申込締切日 7月16日(火)

- 右の二次元コードまたは下記ホームページからお申し込みください。ご指定のメールアドレスに視聴用URLをご案内します。
- 申込者限定で、当日の内容の一部をアーカイブ公開する予定です。



問合せ

仙台市男女共同参画推進センター
エル・ソーラ仙台 管理事業課

TEL:022-268-8044 E-mail:event@sendai-l.jp
https://www.sendai-l.jp/